

令和2年8月分（12件）

【海岸への漂着ごみの処理について】

内容	近年、台風、集中豪雨、強風等により海岸に直径30cm近い立木や長さ2～3mの丸太、竹類、ペットボトル、コーヒー缶、ビンなどが多く漂着します。環境美化の観点はもちろん、自分たちの砂浜をきれいにとの思いからペットボトル等は分別しながらごみステーションに集めますが、立木、丸太の類いは砂浜から拾い揚げ、ごみステーションまで運ぶのも一苦勞です。しかしながら、立木、丸太類は長さ1.7m、直径10センチメートル以内でないと収集してもらえません。長さはチェーンソーなどで切ることは出来ますが、30センチメートルのものを10センチメートル以下に切断することは難しいと言うより高齢者には無理です。 市担当課は10センチメートル以上はセンターで処理できないので収集出来ないと言いか言いません。処理できない漂着ごみは拾うなどと言うことですか、と詰め寄っても処理できないの一点張りです。これでは、春、秋のごみゼロ週間をはじめ、ことある毎に地元区民に環境美化に協力いただいているのに、最終段階の収集で断られてしまうのでは、心も折れてしまいます。 一般ごみで収集出来ないものに赤いシールを貼っていますが、漂着ごみにも赤いシールを貼られているようで、この先、漂着ごみを片付ける意欲も失せてしまいます。 一方的に処理できないと切り捨てるだけでなく、規格以上の物の処理方法を検討したり、助言できるような態勢作りは出来ないのでしょうか。このままでは、ごみ屋敷のように砂浜もごみで覆い尽くされてしまい、誰も片付ける人もいなくなってしまいます。 【R2.8.5 受理】
回答	海岸への漂着ごみの処理については、本来海岸管理者が行うものとされておりますが、海岸環境を憂う市民の皆様によるボランティア清掃が実施されているなか、館山市といったしましても、ボランティア袋を無償で提供したり、事前にご申請いただいた場所へ回収に伺い、処理については減免で対応するなど、対応しているところです。 今回ご指摘を受けました流木・丸太類につきましては、一定の太さと長さを超えるものについては、館山市清掃センターでは処理が困難であるため、お断りさせていただいておりますが、清掃センターで処理ができる可燃ごみや缶・ビン類につきましては、ボランティア清掃の場合、減免で処理を行っております。 市の清掃センターの処理能力を超えるものについては、許可業者をお願いしていただくこととなりますが、海岸に漂着した危険物や処理困難物につきましては、上述したとおり、海岸管理者である千葉県によって適正な処理がなされるべきものと認識しております。 【R2.8.12 回答】

【海岸への漂着ごみの処理について（再送）】

内容	8/5 に送信しました「市長への手紙」に対して、8/12 にメールにて回答をいただきました。ありがとうございました。回答の内容のほとんどは、環境課にてお話しいただいた内容でしたが、その中で確認したいことがありましたので、再度、手紙を出させてもらいました。 ・市の清掃センターの処理能力を超えるものについては、許可業者をお願いしていただくこととなりますが、海岸に漂着した危険物や処理困難物につきましては、海岸管理者である千葉県によって適正な処理がなされるべきものと認識しています。 市は、本来海岸管理者が行うべき処理をボランティア袋の無償提供や回収処理を行っており、処理できないものは許可業者や海岸管理者に処理をお願いしてください、と聞かえます。 海岸漂着物処理推進法や同法に基づく千葉県海岸漂着物対策地域計画、海岸漂着物を
----	---

	総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針等によれば、市は海岸漂着物の処理に関し、必要に応じ海岸管理者に協力しなければならない。との市の協力義務と、市は海岸漂着物が存することに起因して地域住民の生活等に支障が生じていると認めるときは法第 18 条に基づき、海岸管理者等に海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することが出来る。と市の要請が謳われていますが、館山市は協力義務には従うが、要請は行わないとの方針なのでしょうか。千葉県海岸漂着物対策地域計画には、船形海岸は重点区域に指定されており、日本の夕日百選にも選ばれ、釣り客や夕日の撮影、ドラマ、コマーシャルの撮影スポットとして利用されており、理想ではいつでもきれいな砂浜にしておきたいと願っています。 【R2. 8. 13 受理】
回答	お問合せいただきました、海岸漂着物処理推進法第 18 条の規定による、市町村の要請についてですが、同法の規定を踏まえ、これまでも必要に応じて千葉県への情報提供等を行ってきたところです。 また、ご指摘のとおり、船形海岸は千葉県海岸漂着物対策地域計画における重点区域として選定されており、千葉県が海岸管理者となっております。 館山市といたしましても、海岸管理者による海岸漂着物等の適正な処理が推進され、きれいな砂浜が維持されるよう、環境美化の向上について、引き続き関連機関と連携して取り組んでまいります。 【R2. 8. 20 回答】

【館山市での設営の単管パイプ、勝手に水上バイクの乗り入れ様に上部に移動、大至急、お盆休み前に確認をお願い致します。】

内容	館山市が設営した、単管パイプによる、地上 1 メートル前後の単管パイプを水上バイクを運搬するために、勝手に単管パイプを上部に移動してトラクターの乗り入れ可能状態になり、他地域の制限があり、遊泳を諦めて、水遊びをしている子供たちの脇に浮いている水上バイクの光景は如何なものかと思われそうですが?事故が起きる前に、先ずは、観光協会、市の観光課?での盆前確認をお願い致します。一部では。館山市で許可をしているとの話を聞きましたが、事実でしょうか?お盆休みなる前の早急な検討を宜しくお願い致します。 【R2. 8. 11 受理】
回答	ご指摘の新井海岸に設置した単管パイプ柵については、砂浜への車両進入を防止するため、館山市が千葉県より占用（借用）している駐車場内に設置しました。なお、柵の設置については、事前に千葉県にも連絡してありました。 ところが、7 月 30 日に千葉県より、車両が砂浜に入ることができるようにするため柵を外すよう指示があり、単管の高さを変更しました。これにより、車両が進入できるようになりました。 心配されている点については、館山市としても再三千葉県に伝えており、対策も要望もしましたが、残念ながら現時点ではこのような状況になっています。 なお、千葉県の指示により車両が砂浜に進入できるようにしたことから、今夏の新井海岸及び駐車場の管理は千葉県が行うこととなりましたので、問い合わせ及び要望については、安房土木事務所管理課（0470-22-4342）をお願いいたします。 【R2. 8. 14 回答】

【水上バイクの件、市から千葉県へ以降されたかの真相は、メディアしかないのか?】

内容	先日、新井海岸の件に対する返答有難う御座いました、館山市が千葉県から借りていることを初めて知りました。 しかしながら、千葉県が管理するものにしても新井海岸の車両侵入許可が認可されるに当たっては、納得にいたらないので、館山市に対しては、抗議文を送っても、納得にいたらないと思いますので、報道機関各社のいずれかに今回の経緯を追究していただきたいと思います。これは、私、一人だけのいけんではない事をご理解いただきたいと思います、この件に関して私はなんの利益は一切ありませんが、水上バイクの上げ下ろしに関しては、1台に付き、1万という情報をネットにより売り込む輩がいる事も事実です。地元の人たちの館山を大切にしたいです。 【R2. 8. 17 受理】
回答	新井海岸での水上オートバイの利用、及び今夏の駐車場については、前回お答えしましたとおり、千葉県の管理となっております。 なお、今夏の海水浴場の設置についてや、海岸や駐車場の管理については、報道機関からの取材に対し、十分に説明をさせていただいており、市の立場についてはご理解いただいているものと考えています。 水上オートバイの利用を禁止する法律はありませんが、館山市としては車両の砂浜への進入を含めた海岸の管理について、千葉県に対し、引き続き適正な対応を要望していきます。 【R2. 8. 20 回答】

【コロナ】

内容	事業所内でコロナウイルスの感染者が発生したので二週間業務を中止することを要請して頂きたいです。 【R2. 8. 12 受理】
回答	2週間業務を中止することを要請して頂きたいとのことですが、感染が確認された社員が勤務する施設においては消毒作業を実施しているほか、保健所と連携し必要な措置を講じているとかがっています。 またご存じのとおり事業所への休業要請は市で行うことはできませんので、市といたしましては、引き続き市民の皆様のご協力のもと、関係機関と連携し、感染拡大防止のための注意喚起に努めてまいりますので、ご理解ご協力の程よろしくをお願いいたします。 【R2. 8. 13 回答】

【大学生に対する支援について】

内容	先日もお手紙致しました。「今後検討する」というお返事を頂きましたが、その後どのようなになっていますか。何をどこまで検討が進んでいるか、おしえてください。 また、仮定の話ではありますが、成人式について伺います。もし中止になった場合、20歳をむかえる子どもたちに、何か、かたちある支援をお願い致します。 妊婦さんから高校生まで何かしらの支援をされていますね。そんな中、社会人となるまでの大学生のみが取り残されているように感じます。みんな、ひとり暮らしで不安のなか、頑張っています。家賃を払い、大学には通えず、リモート授業で、帰省もままならず…具体的な支援をぜひ御一考ください。よろしくお願い致します。 【R2. 8. 12 受理】
回答	ご承知のとおり、この度の新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響については、飲食業や観光業をはじめ、すべての社会生活に及んでおります。

	そんななか、市民の皆様からの多くの切実な要望に対し、国の地方創生臨時交付金の活用などにより様々な支援策を検討してまいりましたが、現段階では、大学生に対する支援については実施が難しい状況です。 また、成人式については令和3年1月10日の開催を予定し、準備を進めておりますが、式典が中止となった場合の支援については、現在のところ考えておりません。 なお、今後、新型コロナウイルスの感染状況により実施方法などの変更がある場合は、文書等でお知らせさせていただく予定です。 新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続きますが、今後も感染拡大防止に努めてまいりますのでご理解ご協力よろしくをお願いいたします。 【R2. 8. 20 回答】
--	---

【前澤基金を大切に遣いましょう】

内容	昨年前澤友作さんが館山市の台風被害救済や観光事業発展の一助にとふるさと納税してくださった20億円を、これ幸いに都合よくコロナ助成金などなど、なし崩しになっていく傾向を感じています。 ご本人に確認を取れば「困ったことに遣ってください」と言うに決まっていますが、せっかく大きな資金を提供いただいて全国から注目されているのですから、前澤さんの名前とともに館山市発展の中心となる事業に充てるべきと考えます。 このままでは「お金がなかったので遣っちゃいました」と情けない結果になりそうです。 20億円あればこれができる！といった、未来に残せる事業計画はないのでしょうか？ 【R2. 8. 13 受理】
回答	昨年末に前澤友作氏よりふるさと納税でご寄附いただきました20億円につきましては、新たに「館山市の観光振興を通じた未来への発展」、「館山市の自然環境等を活かした観光振興プロジェクトの実施」、「観光振興を促進するための観光関連産業の保護・育成」、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地域産業を下支えする事業者の保護」を目的に創設した前澤友作館山応援基金に積み立て、その一部を新型コロナウイルス感染症の流行に係る館山市独自の緊急経済対策として、中小企業融資事業及び中小企業等事業所家賃支援助成金事業の原資として活用したところです。 今後の同基金を活用する事業につきましては、前澤氏の従来のご寄附の目的である観光振興に関する事業への活用との思いを鑑みた中、市民や市議会の皆様と作り上げた館山市基本構想に位置付けている、館山市発展の中心となる事業として、市がこれまで取り組んでまいりました食のまちづくりについてより深く検討していくこと、及び、館山夕日栈橋の港湾振興ビジョンに示された規模へのフルスペック化を促進していくための館山市の負担金として、基金の一部を充てていくこととしましたので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い致します。 【R2. 8. 19 回答】

【新井海岸の利用（北条Pも）について】

内容	夏になると新井海岸に水上バイクの方達が多く来られます。 車を止める駐車場には水上バイクをけん引する台車が場所を占領し車を止める事ができません。トイレの前の障害者マークの場所に健常者の方が駐車しています。おかしくないですか？又、シャワーや水道も自分の家の水のごとくたれ流しで使用しています。洗車場ではありません。 今年は元栓が閉まっているので、使用している様子は見られませんが、それで済むので
----	--

	あれば、水を使わせなくても良いと思います。観光を大切にしたいのであれば、来訪される方にも、P代を少しいたくなり、考えるべきです。 観光資源を大切にしている観光地は今どこも有料になってきています。 有料でも来たいと思わせる館山にするべきです。今の時代あたり前です。 又、北条PのGWや夏の大型キャンピングカーの横むき駐車もとりしめるべきです。普通車3～4台の場所を1台で占領しています。キャンプ場ではありません。 水上バイクはエリアを決めるべきでは？！ 八幡海岸から市民グラウンド下あたりまでは、海水浴客もいませんし、カヌーやSUPをたのしむ（人力）人達とも接触をされれると思います。 スピードだけではなく、引き波による影響も彼らは考えません。 もう少し一般人の身になって下さい。 【R2. 8. 14 受理】
回答	新井海岸の利用についてですが、館山市は新井海岸の土地の一部を駐車場として千葉県から借りています。ご指摘のとおり、毎年多くの水上バイク利用者が訪れていますが、駐車場の使用については、年間を通して一般に開放していることから、水上バイクのみ、その使用を断ることは難しい状況です。 また、シャワーの利用については、新井海水浴場利用者の為に開放していることから、海水浴場を開設しない今年度はご指摘の通り閉栓しています。 なお、北条海岸を含め、駐車場や海岸の適正な管理については、管理者である千葉県に対し、市としても再三要望をしているところです。 駐車場の有料化については、館山市でも検討しましたが、管理者である千葉県から示された条件では、駐車場だけではなく、海岸の管理も含め、館山市が一体的に管理することが条件となっており、その費用や事務的負担と駐車場使用料による費用対効果等を考えた結果、市としての負担が大きく、市で行うことは難しいものと判断しています。したがって駐駐車場有料化については、管理者である千葉県の判断によるものと考えているところです。 水上バイクの利用エリアについては、現在の法律では、原則として陸や母船から2海里（約3.7km）以内と定められている他は制限がありません。遊泳者の近くでの危険走行や飲酒運転などは取り締まりの対象になりますが、その他については、水上バイクの利用を規制することができません。 そのため、館山市では関係機関協力のもと「海・浜のルールブック」を作成し、ルールの順守とマナーの向上を呼び掛けています。 なお、今夏の水上バイクの利用に係る北条海岸、新井海岸の対応については、駐車場内での対応を含め、千葉県（窓口：安房土木事務所 TEL：22-4342）が対応することとなっておりますが、館山市も協力して取り組んでいることから、いただいたご意見も千葉県にお伝えいたします。 【R2. 8. 20 回答】

【館山の海岸のゴミについて】

内容	私は実家が館山です。知人が、館山の海岸にゴミが散乱しているのを憂いて、行く度にゴミ拾いをしてくれています。現在は館山市環境課の協力の元廃棄処理を進めています。館山市の管轄外の場所は千葉県土木課とも交渉しています。他にも館山市の青少年相談員の有志が毎週のようにゴミ拾いをしています。なんとかならないものなのでしょうか。ご検討頂ければ幸いです。 【R2. 8. 20 受理】
----	--

回答	ご指摘の海岸ごみの処理につきましては、本来、海岸管理者が行うべきものと認識しておりますが、その中で、海岸の環境を心配される皆様方によるボランティア清掃は、海岸がきれいになるだけでなく来訪者の皆様方にも環境美化意識を高めていただく上で、大変有り難いものであり、感謝しています。 館山市といたしましても、海岸ごみにつきましては、ボランティア袋を提供させていただいた上で、事前に申請いただいた場所へ収集に伺い、無料で処理するなどの取組みを行っています。 市ではこれまでも、海岸ごみについて、千葉県等の海岸管理者に情報提供や要請を行い、適正な処理を働きかけてまいりました。海岸管理者による海岸ごみの適正な処理が推進され、市民の誇りでもある美しい海岸景観が維持されるよう、引き続き関連機関と連携し、環境美化の向上について取り組んでまいりますので今後ともご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。 【R2. 8. 26 回答】
----	---

【本人確認 住民票取得】

内容	マイナンバーカードを受け取りの本人確認 免許証・パスポートは持っていない為保険証と住民票ではと伺ったところ 住民票は誰でも取得できるので認められないとの事 館山市は誰の住民票も勝手に取得できるということですか？ 一般的に住民票は本人確認書類として公的に使用されていると思いますが？診察券でも氏名・生年月日・住所の記載があれば良いとの事 年金手帳と言われましたが年金手帳には氏名・生年月日は記載がありますが現住所の記載はありませんが年金手帳なら氏名・生年月日・住所と揃わなくても良いのですか？ちなみにマイナンバーカードは写真添付されているので顔を見れば本人とわかるのでは？ということで受け取りができませんでした。私にはマイナンバーカードを作る資格がないということですか？ 【R2. 8. 21 受理】
回答	マイナンバーカードは、身分証明書や電子証明書として利用するため、交付する際は厳密な本人確認をするよう法律で規定されています。 本人確認では、保険証などの本人確認書類に記載された「氏名と生年月日」または「氏名と住所」を、住民票の記載内容と照合し確認することとなっています。 このため、住民票は本人確認書類として認められていません。 本人確認書類については、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載された、健康保険証、年金手帳、診察券（氏名が漢字で刻印されているもの）のうち2点をお持ちください。 この他にも本人確認書類となるものがございますので、ご不明な点は市民課市民係（電話 0470-29-5404）へお問合せください。 なお、住民票の交付についてですが、本人や同一世帯人以外の方が申請する場合、代理人選任届が必要となり、誰もが取得できるものではありません。説明に行き違いがございましたらお詫び申し上げます。 【R2. 9. 1 回答】

【コロナウイルス感染者情報が8/19で止まっている。】

内容	館山市内における新型コロナウイルス感染者情報が8/19から更新されていません。東京は毎日更新してます。 感染者が出てないから更新しないは本末転倒では。『脇が甘い』19日から更新出来ないは非常に残念です。
----	---

	館山市 HP から感染者情報を是非見て下さい。右上ですよ。 【R2. 8. 27 受理】
回答	館山市内における新型コロナウイルス感染者情報については、千葉県公表内容に基づき感染者が発生した時点で更新しています。 そのため、ご指摘のホームページ右上の最終更新日は、直近の感染患者の概要を発表した日となっておりますが、公表内容は常に最新のものです。 感染者情報の公表については、引き続き迅速にホームページに掲載するなど周知に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。 【R2. 9. 1 回答】

【元気な広場利用について】

内容	コロナ禍の中、市でも様々な対策をすすめていると思います。 市民が安心して暮らせる様、ご尽力頂いていることには感謝申し上げます。 その上でぜひ、お考え直し頂きたいことがあり、手紙を書かせて頂きました。 市外に在住する孫を預った時、ぜひ元気な広場を利用できればと強く願います。 他の施設では、市外の多くの人が利用しています。 たまに来る孫を屋内でのびのびと遊ばせることのできる元気な広場を、使わせて頂けないでしょうか。 館山市に在住する祖父母からのお願いです。 【R2. 8. 31 受理】
回答	「元気な広場」を利用しようとした折、お孫さんが市外在住であることを理由に利用をお断わりし、残念な思いをさせてしまったこと、心苦しく思っています。 この度の新型コロナウイルス禍以前「元気な広場」は、未就学児とその保護者であれば誰でも利用できる屋根付き公園として、市内外の方からご利用いただけてきました。 しかしながら、今年4月に国が発出した「緊急事態宣言」を受け、「元気な広場」も臨時閉館を余儀なくされました。 「元気な広場」の再開に当たって、利用者が安全に安心して利用できることを最優先に考え、館内消毒や利用者の検温、利用人数上限の設定など、複数のルールを設けることといたしました。 新型コロナウイルス感染症については、現段階で不明な部分も多く、特に小さなお子さんを対象とする施設ではより慎重な対応が求められています。 「利用者を市内在住者に限る」という条件についても、そうした感染対策の一環で決定したルールです。 一方で、ご意見のとおり、本来であれば元気な広場は、市外の方も含め誰でも利用できる施設であるべきと考えており、今後、状況の改善が見られた際には、市民以外の方も利用できるよう条件を緩和したいと考えています。 【R2. 9. 3 回答】